



2022年5月12日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
代表者 代表取締役社長 三和元純
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コード番号 6457
上場取引所 東証プライム
決算期 3月
問合せ先 経営戦略本部 コーポレートコミュニケーション部長 南山隆敏
TEL (079) 297-3131

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ①変更案第17条(電子提供措置等)は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ②現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月24日
定款変更の効力発生予定日	2022年6月24日

(別紙)

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="183 331 766 398">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="183 405 785 651"><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="437 689 544 723">(新 設)</p> <p data-bbox="437 1055 544 1088">(新 設)</p>	<p data-bbox="1075 331 1182 365">(削 除)</p> <p data-bbox="821 689 1054 723"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 730 1423 831"><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="858 837 1423 1010"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="821 1055 943 1088"><u>(附 則)</u></p> <p data-bbox="817 1095 1423 1267"><u>1. 定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="817 1274 1423 1447"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="817 1453 1423 1554"><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上